

令和7年第4回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和7年5月22日
召 集 場 所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時58分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子 委 員 大 前 広 道
職務のため 会議に参加 した者の職 氏 名	教 育 課 長 中 屋 敷 司 学校教育G L 森 淳 社会教育G L 中 居 勉 国スポ対策室長 金 見 靖 子
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について 報告第 3 号 事務の臨時代理の報告（令和7年度奨学金貸与の決定）について 報告第 4 号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町就学援助認定保護の決定）について 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について 報告第 6 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について 報告第 7 号 専決処分した事項の報告（階上町スクールソーシャルワーカーの委嘱）について 報告第 8 号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について 報告第 9 号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について 報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について 報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について 報告第12号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）

	について 報告第 1 3 号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱）について 報告第 1 4 号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱）について 議案第 1 号 6 月定例議会に付議する令和 7 年度教育費補正予算について
--	---

濱浦教育長	ただ今の、出席者は教育長及び教育委員4名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回階上町教育委員会会議を開会いたします。 ただちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 日程第1 「会期の決定の件」を議題といたします。 お諮りいたします。 本委員会の会期は、本日1日といたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日1日間と決定いたしました。 日程第2 報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算）について、ご説明いたします。 本案は、町長から令和6年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年3月31日付けで事務の臨時を代理したものについて、報告するものでございます。 予算書の2ページをお開きください。 10款 教育費の歳出予算額から、1,062万7千円を減額し、補正後の額7億9,419万2千円、町予算における構成比は11.9%となっております。 8ページ、9ページをご覧ください。 歳入歳出ともに、事業費の確定等に伴う減額補正が主なものとなっております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第1号 事務の臨時代理の報告（6月定例議会に付議する令和6年度教育費補正予算）について の件を終了いたします。

森G L	日程第3 報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について、ご説明いたします。 本案は、町内の小中学校の区域外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。 令和7年4月30日に2名を区域外就学として許可しています。 3枚目には、参考として、区域外及び学区外の就学を許可しています小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しております。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 （質疑なしの声） 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町立小学校及び中学校の区域外（学区外）就学許可）について の件を終了いたします。
森G L	日程第4 報告第3号 事務の臨時代理の報告（令和7年度奨学金貸与の決定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第3号 事務の臨時代理の報告（令和7年度奨学金貸与の決定）について、ご説明いたします。 本案は、令和7年度奨学金貸与の決定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 大学生が8名、専門学校生が4名、高等専門学校生が1名で、1人当たりの貸与金額は1年間48万円となっています。 高校生は2名で、1人当たりの貸与金額は1年間24万円となります。 貸与金額の合計は、2,304万円となります。 説明は以上です。

濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 事務の臨時代理の報告（令和7年度奨学金貸与の決定）について の件を終了いたします。 日程第5 報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町就学援助認定保護の決定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは、報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町就学援助認定保護の決定）について、ご説明いたします。 本案は、令和7年度階上町就学援助認定保護の決定について、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和7年4月1日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。 3枚目をご覧ください。 まず要保護ですが、石鉢小1名、階上中1名、計2名となっております。 続いて、準要保護ですが、全体で148名と昨年度同時期と比べて9名減っておりますが、今後、家庭状況の変化や、対象者の転出入により増減する可能性があるものとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 事務の臨時代理の報告（令和7年度階上町就学援助認定保護の決定）について の件を終了いたします。 日程第6 報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
中屋敷課長	それでは、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について、ご説

濱浦教育長	明いたします。 2枚目をご覧ください。 本案は、国スポ対策室に課長級となる室長を置くことに伴い、階上町教育委員会専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について、令和7年3月28日付けで専決処分したため報告するものです。 説明は以上です。 これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町教育委員会専決代決規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を終了いたします。 日程第7 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。
森G L	それでは、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について、ご説明いたします。 2枚目をご覧ください。 本案は、各学校で管理する出勤簿を校務支援システムにより行うことができることとするため、階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものです。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定）について の件を終了いたします。 日程第8 報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を議題といたします。

森G L	この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スクールソーシャルワーカーの委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、スクールソーシャルワーカーの委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第7号 専決処分した事項の報告（階上町スクールソーシャルワーカーの委嘱）について の件を終了いたします。
森G L	日程第9 報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町学校評議員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 町内3つの学校が評議員を設けて実施しており、構成としては、区長、民生委員、元PTAや関連役職にある地域の方々となっております。 委嘱期間は、令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第8号 専決処分した事項の報告（階上町学校評議員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第10 報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育

森G L	連絡協議会委員の委嘱) について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 ・2枚目をご覧ください。 ・委嘱期間は、令和8年3月31日までとなります。 ・説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第9号 専決処分した事項の報告（階上町幼児教育連絡協議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。
森G L	日程第11 報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町教育支援委員会委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 3枚目に委員の名簿を掲載しております。 町内小中学校長をはじめ、特別支援学級の担当教員等27名の方に委嘱をしております。 委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第10号 専決処分した事項の報告（階上町教育支援委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。

中居G L	日程第12 報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町スポーツ推進委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第11号 専決処分した事項の報告（階上町スポーツ推進委員の委嘱）について の件を終了いたします。
中居G L	日程第13 報告第12号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第12号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について、ご説明いたします。 本案は、階上町社会教育委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第12号 専決処分した事項の報告（階上町社会教育委員の委嘱）について の件を終了いたします。 日程第14 報告第13号 専決処分した事項の報告（階上町公民館

中居G L	運営審議会委員の委嘱) について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第13号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱) について、ご説明いたします。 本案は、階上町公民館運営審議会委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第13号 専決処分した事項の報告（階上町公民館運営審議会委員の委嘱) について の件を終了いたします。
中居G L	日程第15 報告第14号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱) について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは、報告第14号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱) について、ご説明いたします。 本案は、階上町文化財審議会委員の委嘱について、令和7年4月1日付けで専決処分したため報告するものであります。 2枚目をご覧ください。 委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 これをもって質疑を終了します。よって、報告第14号 専決処分した事項の報告（階上町文化財審議会委員の委嘱) について の件を終了いたします。 日程第16 議案第1号 6月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件を議題といたします。

中屋敷課長	この件について、提案理由の説明を求めます。 それでは議案第1号 6月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について、ご説明いたします。 本案は、町長から6月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算に関して意見を求められ申し出するため提案するものです。 予算書の2ページをお開きください。 10款 教育費の歳出予算額に、1,095万4千円を追加し、補正後の額13億837万2千円、町予算における構成比は19.2%となっております。 5ページをご覧ください。 学校給食センター調理等業務委託料に係る6,500万円の債務負担行為を追加補正しております。 その理由として、給食センター業務については、5年ごとに業者選定を行っておりますが、令和8年度から12年度までの5年間について、同業務を請け負う業者を選定するためのものとなります。 6ページ、7ページをご覧ください。 補正予算については、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正のほか、6ページの小中学校修学旅行引率補助金について、各学校において旅行計画が確定し、不足が生じることとなったため増額補正を行い、また、7ページの給水・給湯配管内視鏡調査委託料について、給食センターの調理室の水道管から錆が吐出され続けており、夏季休業中にその調査をするため新規での追加補正が主なものとなります。 説明は以上です。
濱浦教育長	これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第1号 6月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第1号 6月定例議会に付議する令和7年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。 以上を持ちまして、令和7年第4回階上町教育委員会会議を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

	会議終了時刻 午後6時28分
--	----------------